

掲載内容

第1編

建築に関する説明義務

第1章 建築業者等に求められる説明義務

- 第1 はじめに
- 第2 説明義務の理論的根拠とその対象など
- 第3 他業種における説明義務とその限界
- 第4 建築業者等の負う説明義務
- 第5 建築業者等と警告表示
- 第6 裁判例

1 施工業者の説明義務に関する裁判例

- ① 最高裁平成18年6月12日判決
- ② 東京高裁平成14年4月24日判決
- ③ 大津地裁平成8年10月15日判決
- ④ 東京地裁平成21年2月10日判決
- ⑤ 東京地裁平成21年3月12日判決
- ⑥ 川越簡裁平成24年2月14日判決

2 設計事務所の説明義務に関する裁判例

- ① 名古屋地裁平成13年9月12日判決
- ② 大阪高裁平成13年9月28日判決

3 建築部材メーカーの説明義務に関する裁判例

- ① 大阪高裁平成20年3月26日判決
- ② 最高裁平成17年9月16日判決

第2章 建築業者等の説明義務に関する事例

第1 設計段階における説明義務

- 1 設計・監理契約の締結に関する説明義務
- 1 重要事項説明と監理業務の内容との関係
- 2 重要事項説明義務違反に対する処分
- 2 各種仕様の特徴に関する説明義務
- 3 駐車場設計に関する説明義務
- 4 無垢材建具に関する説明義務
- 5 人気工法の存在・内容に関する説明義務
- 6 無料建築相談における構造に関する説明義務
- 3 法令等の規制に関する説明義務
- 7 建築確認申請の要否に関する説明義務
- 8 都市計画上の建築規制に関する説明義務
- 9 接道規定違反に関する説明義務
- 10 容積率違反に関する説明義務①
- 11 容積率違反に関する説明義務②
- 12 敷地の二重使用に関する説明義務

- 13 かけ条例に関する説明義務
- 14 マンションの管理規約に関する説明義務
- 4 設計内容に関する説明義務
- 15 予算オーバーに関する説明義務
- 16 イメージギャップに関する説明義務①
- 17 イメージギャップに関する説明義務②
- 18 イメージギャップに関する説明義務③
- 第2 請負契約締結に関する説明義務
- 1 注文主が建物を取得するに際し要する費用に関する説明義務
- (1) 対価に関する説明義務
- 19 契約見積内訳に関する説明義務
- 20 見積りの割引に関する説明義務
- 21 オプション工事に関する説明義務
- 22 契約外に必要となる費用に関する説明義務
- 23 リフォーム工事の増加可能性に関する説明義務
- 24 キャンペーン期間の変更と説明義務
- (2) 補助金・税金に関する説明義務
- 25 補助金の制度に関する説明義務
- 26 補助金の申請スケジュールに関する説明義務
- 2 近隣住民に対する説明義務
- 61 桁工事に関する説明義務
- 62 日照阻害に関する説明義務

第5 近隣に関する説明義務

- 1 注文主に対する説明義務
- 54 近隣住民の反対運動に関する説明義務
- 55 迷惑騒音に関する説明義務
- 56 隣家の太陽光パネルに関する説明義務
- 57 反射光に関する説明義務
- 58 目隠し設置に関する説明義務
- 59 屋根からの落雪に関する説明義務
- 60 隣地使用に関する説明義務
- 61 桁工事に関する説明義務
- 62 日照阻害に関する説明義務

第6 建築部材メーカーの説明義務

- 63 鍵の種類に関する説明義務
- 64 シーリング材に関する説明義務

第2編

建築に関する警告表示

第1 消費者の誤使用をめぐるPLI判例の動向

第2 住宅部材に関するPLI事故と警告表示

第3 建築部材メーカーが果たすべき警告表示に関する事例

- 65 キッチンのシンクに関する警告表示
- 66 ユニットバスに関する警告表示
- 67 キッチンのレンジフードに関する警告表示
- 68 キッチンの扉に関する警告表示
- 69 カウンターに加熱した鍋を直接置くことに関する警告表示
- 70 IHクッキングヒーター組込みキッチンに関する警告表示

事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒960-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区高中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区横本町3番22号
高松支社 〒770-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2014.3) 508051



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

住宅建築業・設計事務所・部材メーカーの説明義務と警告表示

編著 秋野 卓生 (弁護士)



◆説明義務等の範囲を明示！

建築業者等に求められる説明義務および建築部材メーカーに求められる警告表示の範囲について、わかりやすく解説しています。

◆事例を豊富に掲載！

説明義務が問題となる具体的な場面を取り上げ、業者の目線に立って対応のポイントを明らかにしています。

◆信頼できる確かな内容！

数多くの建築紛争に携わってきた弁護士が、実務経験や最新の裁判例を踏まえて執筆しています。

A5判・総頁360頁

本体価格3,600円+税

送料実費

本

●電子書籍版も発売!!

webショップからお申し込みいただけます。
新日本法規 Web で検索

電子書籍版

(電子書籍版)
本体価格 2,900円+税

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創業1948年

新日本法規出版